

公示番号：19a01084

国名：ミャンマー

担当部署：産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム

案件名：資金・証券決済システム近代化プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年2月中旬から2020年4月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.5M/M、現地 0.47M/M、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	14日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月22日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）（https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf）をご覧ください。
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年2月4日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点

(計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ミャンマー政府は、経済分野の開発目標として市場経済化や投資促進を掲げ、金融規制緩和や証券取引市場の開設等、金融セクターの近代化に向けた準備を進めている。また、同国政府は2015年にASEAN経済共同体へ加盟し、加盟各国と調和した金融システムの整備を重要課題と位置付けている。IMF4条協議（2012年5月）においても、金融セクターの近代化の必要性が指摘され、特に中央銀行の独立性及び機能強化、電子決済等の業務システム導入等が急務とされていた。金融政策の円滑かつ着実な実施、中央銀行業務の効率化を目指すミャンマー側からの要請に基づき、我が国政府は、2013年10月より本業務システムの構築のための無償資金協力「中央銀行業務ICTシステム整備計画」を実施し、2016年1月にミャンマー中央銀行（以下「CBM」）の業務ソフトウェア（以下「CBM-NET」）およびICTインフラ基盤の稼働が開始した。

右無償資金協力により整備される業務システムの適切な稼働・維持管理に必要な人材育成や体制整備に係る技術協力について同国政府からの要請を受けて、2014年2月4日に「資金・証券決済システム近代化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という）に関し、両国間で討議議事録（Record of Discussions：R/D）の署名を行った。また、2016年からは、金融政策人材育成・政策提言に係る協力も実施中である。

さらに、モバイルバンキングサービスが開始されるなど金融取引が急速に増加かつ多様化する中、CBM-NETと各市中銀行勘定系システムの直接接続や流動性節約機能による決済の効率化、モバイルバンキングやインターネットバンキングによる小口送金ニーズに対応する時点決済への導入といった機能拡張に対するニーズが高まったことから、2018年8月より無償資金協力「金融市場インフラ整備計画」によりCBM-NET二次開発（以下「CBM-NET2」）を実施中であり、2020年10月、2021年3月にリリースを予定している。これを受け、本プロジェクトも当初のプロジェクト期間（2018年2月まで）を2020年8月までに延長した。

JICAはCBMヤンゴン支店にプロジェクトオフィスを開設し、直営の長期専門家3名（チーフ・アドバイザー、業務改善、システム管理／業務調整）を派遣中である他、必要に応じて業務実施契約コンサルタントも派遣している。

今回実施する終了時評価（以下、「本調査」）は、2020年8月の本プロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、残りのプロジェクト期間中及びプロジェクト終了後に取り組むべき課題に係る提言、及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、

評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。その結果を踏まえ、終了時評価報告書案（英文）及び終了時評価調査報告書案（和文）の取りまとめに協力する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2020 年 2 月中旬～3 月上旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料、無償資金協力準備調査報告書等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド案（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド案に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ミャンマー側関係機関（市中金融機関や関係政府機関）、等）に対する質問票（英文）を提案する。
- ④これらの準備作業にあたっては、関連する無償資金協力 2 件の協力準備調査報告書や事後評価報告書（「中央銀行 ICT 業務システム整備計画」は 2018 年度に実施）、その他 JICA が提供するミャンマー金融セクター関連資料も踏まえ、これらのミャンマー中央銀行向け JICA 支援の全体像や、金融セクター、とりわけ決済システムの近代化に向けた課題を把握した上で、検討・作業を進めるよう留意すること。
- ⑤対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2020 年 3 月上旬～3 月中旬）

- ①JICA ミャンマー事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員および長期・短期専門家並びにミャンマー側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、終了時評価報告書案（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥終了時評価報告書案（英文）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑦協議議事録（Minutes of Meetings）（英文）の作成に協力する。
- ⑧現地調査結果の JICA ミャンマー事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2020 年 3 月下旬～4 月中旬）

- ①評価調査結果要約表案（和文・英文）を提案する。
- ②帰国報告会に出席する。

③終了時評価調査報告書案（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

次の①～③を2020年4月10日までに電子データをもって提出すること。

- ① 終了時評価報告書（英文）
- ② 評価調査結果要約表案（和文・英文）
- ③ 終了時評価調査報告書案（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ヤンゴン⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2020年3月9日～2020年3月22日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間弱先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 業務主任者（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（コンサルタント）

また、終了時評価実施時に派遣中の長期専門家は、以下のとおりです。

- ア) チーフ・アドバイザー
- イ) 業務改善
- ウ) システム管理／業務調整

③便宜供与内容

JICAミャンマー事務所及び本プロジェクト長期専門家チームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職

員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

CBM 関係者や市中金融機関関係者は英語でのコミュニケーションが可能
なことが多く、基本的に通訳備上は不要ですが、必要であればミャンマー
語通訳を備上します。

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関への
アレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要
となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

CBM 内プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ
行財政・金融チーム（TEL:03-5226-6915）にて配布します。

- ・「ミャンマー国 資金・証券決済システム近代化プロジェクト」中間レビ
ュー報告書案

②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されていま
す。

- ・「ミャンマー国 資金・証券決済システム近代化プロジェクト」事前評価
表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_1203350_1_s.pdf

- ・「ミャンマー国 ミャンマー中央銀行業務ICTシステム整備計画準備調
査」報告書

<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000013332.html>

- ・「ミャンマー国 第二次ミャンマー中央銀行業務ICTシステム整備計画準備
調査」報告書（協力準備調査実施後に、案件名称を無償資金協力「金融市
場インフラ整備計画」に変更）

<https://staffopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000035440>

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布
を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおり
メールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複
製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速
やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求め
ている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて

頂きます。

- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上